六の三　在宅血液透析指導管理料の施設基準
在宅血液透析に係る医療を提供するにつき必要な体制が整備されていること。
六の四　在宅小児経管栄養法指導管理料に規定する厚生労働大臣が定める者
次のいずれかに該当する者
(1)　経口摂取が著しく困難な十五歳未満の者
(2)　十五歳以上の者であって経口摂取が著しく困難である状態が十五歳未満から継続しているもの（体重が二十キログラム未満である場合に限る。）
六の五　在宅悪性腫瘍患者共同指導管理料に規定する厚生労働大臣が定める保険医療機関の保険医
緩和ケアに関する研修を受けた医師
六の六　在宅難治性皮膚疾患処置指導管理料に規定する疾患
別表第九の一の二に掲げる疾患
七　地域医療連携体制加算の施設基準
(1)　診療所であること。
(2)　夜間、休日等における緊急時の体制を継続的に確保するため、診療報酬の算定方法別表第二歯科診療報酬点数表（以下「歯科点数表」という。）区分番号Ａ０００に掲げる初診料の注２の届出を行った病院である保険医療機関及びその他の歯科の保険医療機関との連携による地域医療支援体制を備えていること。
八　在宅患者歯科治療総合医療管理料の施設基準等
(1)　在宅患者歯科治療総合医療管理料の施設基準
イ　当該療養を行うにつき、十分な経験を有する常勤の歯科医師により、治療前、治療中及び治療後における当該患者の全身状態を管理する体制が整備されていること。
ロ　歯科衛生士又は看護師が配置されていること。
ハ　当該患者の全身状態の管理を行うにつき十分な装置・器具を有していること。
ニ　緊急時に円滑な対応ができるよう、別の保険医療機関との連携体制（病院である医科歯科併設の保険医療機関にあっては、当該保険医療機関の医科診療科との連携体制）が確保されていること。
(2)　在宅患者歯科治療総合医療管理料に規定する疾患
別表第六に掲げる疾患
第五　検査
一　検体検査実施料に規定する検体検査
別表第九の二に掲げる検査
二　削除
三　造血器腫瘍遺伝子検査の施設基準
検体検査管理加算(Ⅱ)の施設基準を満たしていること。
三の二　ＨＰＶ核酸検出の施設基準
(1)　当該保険医療機関内に当該検査を行うにつき必要な医師が配置されていること。
(2)　当該検査を行うにつき十分な体制が整備されていること。
四　検体検査管理加算の施設基準
(1)　検体検査管理加算(Ⅰ)の施設基準
イ　院内検査を行っている病院又は診療所であること。
ロ　当該検体検査管理を行うにつき十分な体制が整備されていること。
(2)　検体検査管理加算(Ⅱ)の施設基準
イ　院内検査を行っている病院又は診療所であること。
ロ　当該保険医療機関内に臨床検査を担当する常勤の医師が配置されていること。
ハ　当該検体検査管理を行うにつき十分な体制が整備されていること。
(3)　検体検査管理加算(Ⅲ)の施設基準
イ　院内検査を行っている病院又は診療所であること。
ロ　当該保険医療機関内に臨床検査を専ら担当する常勤の医師が配置されていること。
ハ　当該保険医療機関内に常勤の臨床検査技師が四名以上配置されていること。
ニ　当該検体検査管理を行うにつき十分な体制が整備されていること。
(4)　検体検査管理加算(Ⅳ)の施設基準
イ　院内検査を行っている病院又は診療所であること。
ロ　当該保険医療機関内に臨床検査を専ら担当する常勤の医師が配置されていること。
ハ　当該保険医療機関内に常勤の臨床検査技師が十名以上配置されていること。
ニ　当該検体検査管理を行うにつき十分な体制が整備されていること。
五　遺伝カウンセリング加算の施設基準
(1)　当該保険医療機関内に遺伝カウンセリングを要する治療に係る十分な経験を有する常勤の医師が配置されていること。
(2)　当該カウンセリングを受けた全ての患者又はその家族に対して、それぞれの患者が受けたカウンセリングの内容が文書により交付され、説明がなされていること。
六　心臓カテーテル法による諸検査の血管内視鏡検査加算、人工膵臓及び長期継続頭蓋内脳波検査の施設基準
(1)　当該検査を行うにつき十分な専用施設を有している病院であること。
(2)　当該保険医療機関内に当該検査を行うにつき必要な医師及び看護師が配置されていること。
(3)　緊急事態に対応するための体制その他当該療養につき必要な体制が整備されていること。
六の二　植込型心電図検査の施設基準
当該検査を行うにつき十分な体制が整備されていること。
六の三　胎児心エコー法の施設基準
(1)　当該保険医療機関内に当該検査を行うにつき必要な医師が配置されていること。
(2)　当該検査を行うにつき十分な体制が整備されていること。
六の四　皮下連続式グルコース測定の施設基準
(1)　当該保険医療機関内に当該検査を行うにつき必要な医師が配置されていること。
(2)　当該検査を行うにつき十分な体制が整備されていること。
六の五　時間内歩行試験の施設基準
(1)　当該保険医療機関内に当該検査を行うにつき必要な医師が配置されていること。
(2)　当該検査を行うにつき十分な体制が整備されていること。
六の六　ヘッドアップティルト試験の施設基準
(1)　当該保険医療機関内に当該検査を行うにつき必要な医師が配置されていること。
(2)　当該検査を行うにつき十分な体制が整備されていること。
七　光トポグラフィーの施設基準
(1)　当該検査を行うにつき十分な機器及び施設を有していること。
(2)　(1)に掲げる検査機器での検査を目的とした別の保険医療機関からの依頼により検査を行った症例数が、当該検査機器の使用症例数の一定割合以上であること。
八　脳磁図の施設基準
(1)　当該検査を行うにつき十分な機器及び施設を有していること。
(2)　当該検査を行うにつき十分な体制が整備されていること。